

山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章及び第2章 一略一	第1章及び第2章 一略一
第3章 <u>準備書</u> の作成前の手続	第3章 <u>方法書</u> の作成前の手続 <u>(第4条の2—第4条の9)</u>
第1節 <u>方法書の作成等</u> (第5条—第10条)	第3章の2 <u>方法書</u> (第5条—第10条)
第2節 <u>環境影響評価の実施等</u> (第11条・第12条)	第3章の3 <u>環境影響評価の実施等</u> (第11条・第12条)
第4章～第11章 一略一	第4章～第11章 一略一
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 一略一	第2条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる区域をいう。	3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる区域をいう。
(1)～(5) 一略一	(1)～(5) 一略一
(6) 山形県自然環境保全条例(昭和48年3月県条例第21号)第7条第1項の規定により指定された <u>自然環境保全地域</u>	(6) 山形県自然環境保全条例(昭和48年3月県条例第21号)第7条第1項の規定により指定された <u>自然環境保全地域及び同条例第14条の5第1項の規定により指定された里山環境保全地域</u>
4 一略一	4 一略一
(技術指針)	(技術指針)
第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようにするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。	第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようにするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。
(1)～(4) 一略一	(1) <u>次条に規定する計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項</u>
(5) <u>次条第1項の方法書、第13条第1項の準備書、第20条第2項の評価書及び第34条第1項の事後調査報告書の作成方法に関する事項</u>	(2)～(5) 一略一
2～4 一略一	(6) <u>第4条の3第1項の配慮書、第5条第1項の方法書、第13条第1項の準備書、第20条第2項の評価書及び第34条第1項の事後調査報告書の作成方法に関する事項</u>
第3章 <u>準備書</u> の作成前の手続	2～4 一略一 第3章 <u>方法書</u> の作成前の手続 <u>(計画段階配慮事項についての検討)</u>
	第4条の2 <u>配慮書対象事業(第2条第2項各号に掲げる事業(法第2条第2項に規定する第一種事業及び法第3条の10第1項の規定による通</u>

知がなされた法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。)をいう。以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成)

第4条の3 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

(1) 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 配慮書対象事業の目的及び内容

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

2 相互に関連する2以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付)

第4条の4 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(次条において「配慮書関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「配慮書関係市町村長」という。)に対し、配慮書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(配慮書についての公告及び縦覧)

第4条の5 配慮書事業者は、配慮書を作成した

ときは、事業実施想定区域における計画段階配
慮事項について環境の保全の見地からの意見を
求めるため、規則で定めるところにより、配慮
書を作成した旨その他規則で定める事項を公告
し、公告の日から起算して1月間、配慮書及び
要約書を配慮書関係地域内において縦覧に供す
るとともに、規則で定めるところにより、イン
ターネットの利用その他の方法により公表しな
なければならない。

(配慮書についての意見書の提出)

第4条の6 配慮書について環境の保全の見地か
らの意見を有する者は、前条の公告の日から、
同条の縦覧期間満了の日までの間に、配慮書事
業者に対し、意見書の提出により、これを述べ
ることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規
則で定める。

(配慮書についての意見の概要等の送付)

第4条の7 配慮書事業者は、前条第1項の期間
を経過した後、知事及び配慮書関係市町村長に
対し、規則で定めるところにより、前条第1項
の意見書の写し並びに同項の規定により述べら
れた意見の概要及びその意見についての配慮書
事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の
提出がなかった場合にあっては、その旨を記載
した書類）を送付しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の8 知事は、前条の書類の送付を受けた
ときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、
配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保
全の見地からの意見を書面により述べることが
できる。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定し
て、配慮書について配慮書関係市町村長の環境
の保全の見地からの意見を求めることができ
る。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書につ
いて山形県環境影響評価審査会の環境の保全の
見地からの意見を聴くことができる。

4 第1項の場合において、知事は、第2項の規
定により配慮書関係市町村長の意見を求めたと
きは、当該意見を勘案するとともに、前条の書
類に記載された意見及び配慮書事業者の見解に
配慮するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、配慮書関係市町村長に対し、同項の書面の写しを送付するものとする。

(方法書の公告前における配慮書対象事業の廃止等)

第4条の9 配慮書事業者は、第4条の5の規定による公告を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び配慮書関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

第3章の2 方法書

(削る)

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の8第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

(1) 一略一

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

第1節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

(1) 一略一

(2) 対象事業の名称、目的及び内容(当該対

象事業の計画を策定する際に代替案の検討を行った場合にあっては、その計画を策定するに至った経緯を含む。)

(3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況

(4) -略-

(3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況

(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項

(5) 第4条の8第1項の知事の意見

(6) 前号の意見についての事業者の見解

(7) -略-

(8) その他規則で定める事項

2 事業者が法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の3の規定により同条第1項に規定する配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書」とあるのは「法第3条の3第1項に規定する配慮書」と、「第4条の8第1項の意見」とあるのは「法第3条の6の意見」と、同項第4号中「第4条の3第1項第4号」とあるのは「法第3条の3第1項第4号」と、同項第5号中「第4条の8第1項の知事」とあるのは「法第3条の6の主務大臣」とする。

2 -略-

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定等)

第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 -略-

(準備書の作成)

第13条 -略-

(1) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

(2)～(7) -略-

2 第5条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(評価書の作成)

第20条 -略-

3 -略-

(削る)

第3章の3 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定等)

第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 -略-

(準備書の作成)

第13条 -略-

(1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項

(2)～(7) -略-

(8) その他規則で定める事項

2 第5条第3項の規定は、準備書の作成について準用する。

(評価書の作成)

第20条 -略-

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1)～(4) 一略一

3 前項の場合において、第13条第2項において準用する第5条第2項の規定により相互に関連する2以上の対象事業について併せて準備書を作成した事業者は、当該相互に関連する2以上の対象事業について、併せて評価書を作成しなければならない。

(評価書の送付)

第21条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。この場合において、評価書を補足する書類（次条において「参考資料」という。）があるときは、当該書類を併せて送付するものとする。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第22条までにおいて「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1)～(4) 一略一

3 前項の場合において、第13条第2項において準用する第5条第3項の規定により相互に関連する2以上の対象事業について併せて準備書を作成した事業者は、当該相互に関連する2以上の対象事業について、併せて評価書を作成しなければならない。

(評価書の送付)

第21条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。この場合において、評価書を補足する書類があるときは、当該書類を併せて送付するものとする。

(評価書についての知事の意見等)

第21条の2 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、評価書について山形県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項に規定する意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、同項に規定する期間内にその旨を書面により通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定により意見を述べたとき又は前項の規定により通知したときは、関係市町村長に対し、第1項又は前項の書面の写しを送付するものとする。

(評価書の再検討及び補正)

第21条の3 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事

項に検討を加え、当該事項の修正を必要とする
と認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に
該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる
当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置を
とらなければならない。

（１） 第５条第１項第２号に掲げる事項の修正
（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正
その他の規則で定める修正に該当するものを
除く。） 同条から次条までの規定による環
境影響評価その他の手続を経ること。

（２） 第５条第１項第１号、第13条第１項第２
号から第４号まで若しくは第７号又は第20条
第２項第２号から第４号までに掲げる事項の
修正（前号に該当するものを除く。） 評価
書について所要の補正をすること。

（３） 前２号に掲げるもの以外のもの 技術指
針で定めるところにより当該修正に係る部分
について対象事業に係る環境影響評価を行う
こと。

２ 事業者は、前項第３号の規定による環境影響
評価を行った場合には、当該環境影響評価及び
評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、技
術指針で定めるところにより評価書の補正をし
なければならない。

３ 事業者は、第１項第１号に該当する場合を除
き、同項第２号又は前項の規定による補正後の
評価書及びこれを要約した書類（これを補足す
る書類がある場合にあっては、当該書類を含
む。）の送付（補正を必要としないと認めると
きは、その旨の通知）を知事及び関係市町村長
に対してしなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第22条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書（参考資料がある場合にあっては、当該参考資料を含む。）を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第22条 事業者は、第21条の２第３項の規定による通知を受けたとき又は前条第３項の規定による送付若しくは通知をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書（同条第１項第２号又は第２項の規定により評価書を補正したときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）、これを要約した書類（これを補足する書類がある場合にあっては、当該書類を含む。）及び第21条の２第１項又は第３項の書面の写しを関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところ

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の
の手續)

第23条 事業者は、第7条の規定による公告を行
ってから前条の規定による公告を行うまでの間
に第5条第1項第2号に掲げる事項を修正しよ
うとする場合(第20条第1項の規定の適用を受
ける場合を除く。)において、当該修正後の事
業が対象事業に該当するときは、当該修正後の
事業について、第5条から前条までの規定によ
る環境影響評価その他の手續を経なければなら
ない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮
小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定
める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の実施の制限)

第26条 事業者は、第22条の規定による公告を行
うまでは、対象事業(第20条第1項又は第23条
の規定による修正があった場合において当該修
正後の事業が対象事業に該当するときは、当該
修正後の事業)を実施してはならない。

2及び3 一略一

(都市計画に定められる対象事業に関する特
例)

第37条 対象事業が都市計画法第4条第7項に規
定する市街地開発事業として同法の規定により
都市計画に定められる場合における当該対象事
業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定
する都市施設として同法の規定により都市計画
に定められる場合における当該都市施設に係る
対象事業については、第5条から第32条まで
の規定により行うべき環境影響評価その他の手
続は、規則で定めるところにより、同法第15条
第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場
合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第85
条の2の規定により同法第22条第1項に規定
する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委
任されている場合にあつては、当該地方整備局
長)又は市町村)で当該都市計画の決定又は変
更をするものが当該対象事業に係る事業者
に代わるものとして、当該対象事業又は対象
事業に係る施設に関する都市計画の決定又は
変更をする手續

により、インターネットの利用その他の方法に
より公表しなければならない。

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の
の手續)

第23条 事業者は、第7条の規定による公告を行
ってから前条の規定による公告を行うまでの間
に第5条第1項第2号に掲げる事項を修正しよ
うとする場合(第20条第1項又は第21条の3
第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)に
おいて、当該修正後の事業が対象事業に該当
するときは、当該修正後の事業について、第5
条から前条までの規定による環境影響評価そ
の他の手續を経なければならぬ。ただし、当
該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定め
る軽微な修正その他の規則で定める修正に該
当する場合は、この限りでない。

(対象事業の実施の制限)

第26条 事業者は、第22条の規定による公告を行
うまでは、対象事業(第20条第1項、第21条
の3第1項又は第23条の規定による修正があ
つた場合において当該修正後の事業が対象事
業に該当するときは、当該修正後の事業)を
実施してはならない。

2及び3 一略一

(都市計画に定められる対象事業等に関する特
例)

第37条 対象事業が都市計画法第4条第7項に規
定する市街地開発事業として同法の規定により
都市計画に定められる場合における当該対象事
業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規
定する都市施設(以下「都市施設」という。)と
して同法の規定により都市計画に定められる
場合における当該都市施設に係る対象事業に
ついては、第5条から第32条までの規定によ
り行うべき環境影響評価その他の手續は、規
則で定めるところにより、同法第15条第1項
の県若しくは市町村(同法第22条第1項の場
合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第85
条の2の規定により同法第22条第1項に規定
する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委
任されている場合にあつては、当該地方整備局
長)又は市町村)又は都市再生特別措置法(平成14
年法律第22号)第51条第1項の規定に基づき
都市計画の決定若しくは変更をする市町村(次
項において「都市

と併せて行うことができる。

計画決定権者」と総称する。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

2 配慮書対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第3章の規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして行うことができる。

(法に基づく手続との調整)

(法に基づく手続との調整)

第41条 法対象事業であったものが法第5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従って作成された書類は、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。

第41条 法対象事業であったものが法第5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合又は法第3条の3(法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定により法第3条の3第1項に規定する配慮書を作成した事業であったものが同項第2号に掲げる事項の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合で、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従って作成された書類は、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。

(勧告及び公表)

(勧告及び公表)

第49条 知事は、事業者又は事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者又は事業実施者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第49条 知事は、配慮書事業者、事業者又は事業実施者(以下「事業実施者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業実施者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) この条例の規定に違反して環境影響評価その他の手続を行わないとき。

(1) この条例の規定に違反して計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行わないとき。

(2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書を送付し、又は縦覧に供したとき。

(2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書を送付し、又は縦覧に供したとき。

(3)～(7) 一略一

(3)～(7) 一略一

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者又は事業実施者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、前項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町村長及び対象事業に係る許認可等を行う者に通知するものとする。
(県及び市町村との連絡)

第50条 事業者及び事業実施者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときは、これらに協力を求めることができる。

(規則の制定等とその経過措置)

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業実施者等が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、前項の規定による公表をしたときは、その内容を関係する市町村長及び対象事業に係る許認可等を行う者に通知するものとする。
(県及び市町村との連絡)

第50条 事業実施者等は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときは、これらに協力を求めることができる。

(規則の制定等とその経過措置)

第53条の2 特別地域の区域の変更又は第2条第2項若しくは別表の規定に基づく規則であってその制定若しくは改廃により新たに対象事業となる事業があるものの施行の際、当該事業について、山形県行政手続条例(平成8年3月県条例第9号)第34条に規定する行政指導その他の措置に従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項の決定に当たって、1又は2以上の事業実施想定区域における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると知事が認める書類 第4条の3第1項の配慮書

(2) 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると知事が認める書類 第4条の8第1項の書面

(3) 環境影響評価の項目を記載した書類であって知事及び技術指針で定めるところにより環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長(以下この条において「関係市町村の長」という。)に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続及び第7条の2第1項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると

知事が認めるもの 第7条及び第7条の2の
手続を経た方法書

(4) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の
見地からの意見の概要及びその意見について
の事業者の見解を記載した書類であって知事
及び関係市町村の長に対する送付の手続を経
たものであると知事が認めるもの 第9条の
手続を経た同条の書類

(5) 知事が第3号に掲げる書類について環境
の保全の見地からの意見を述べたものである
と知事が認める書類 第10条第1項の書面

(6) 環境影響評価の結果について環境の保全
の見地からの一般の意見を聴くための準備と
して作成された書類であって第15条の公告及
び縦覧並びに第16条第1項の規定による周知
のための措置に相当する手続を経たものであ
ると知事が認めるもの 第15条及び第16条の
手続を経た準備書

(7) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の
見地からの意見の概要及びその意見について
の事業者の見解を記載した書類であって知事
及び関係市町村の長に対する送付の手続を経
たものであると知事が認めるもの 第18条の
手続を経た同条の書類

(8) 知事が第6号に掲げる書類について環境
の保全の見地からの意見を述べたものである
と知事が認める書類 第19条第1項の書面

(9) 前号の意見が述べられた後に第6号に掲
げる書類の記載事項の検討を行った結果を記
載したものであると知事が認める書類 第20
条第2項の評価書

(10) 知事の意見が述べられる機会が設けられ
ており、かつ、その意見を勘案して第6号又
は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行っ
た結果を記載したものであると知事が認める
書類 第21条の3第3項の評価書

(11) 第22条の公告に相当する公開の手続を経
たものであると知事が認める書類 同条の手
続を経た評価書

第54条 特別地域の区域の変更又は第2条第2項若しくは別表の規定に基づく規則であってその制定若しくは改廃により新たに対象事業となる事業があるものの施行により、新たに対象事業となる事業であって次に掲げるもの（第1号か

第54条 特別地域の区域の変更又は第2条第2項若しくは別表の規定に基づく規則であってその制定若しくは改廃により新たに配慮書対象事業又は対象事業となる事業があるものの施行により、新たに配慮書対象事業又は対象事業となる

ら第3号までに掲げるものにあつては、特別地域の区域の変更又は当該規則の施行の日（以下「対象変更日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第3章から第8章までの規定は、適用しない。

(1)～(4) 一略一

附 則

1 一略一

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）第34条に規定する行政指導の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1)及び(2) 一略一

3～9 一略一

事業（次項及び次条において「新規対象事業等」という。）（前条の規定の適用を受けるものを除く。）であつて次に掲げるもの（第1号から第3号までに掲げるものにあつては、特別地域の区域の変更又は当該規則の施行の日（以下「対象変更日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第3章から第8章までの規定は、適用しない。

(1)～(4) 一略一

2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、対象変更日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第3章から第8章までの規定は、適用しない。

第54条の2 前条第1項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第4条の2から第4条の9まで及び第5条から第22条まで、第5条から第22条まで又は第11条から第22条までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 第23条から第28条まで及び第29条第2項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第54条の2第1項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

附 則

1 一略一

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、山形県行政手続条例第34条に規定する行政指導の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1)及び(2) 一略一

3～9 一略一

別表

(1)及び(2) ー略ー

(3)～(13) ー略ー

(14) 複合開発事業（第4号から第8号までに
掲げる事業のいずれか2以上の事業を併せて
一の事業として行うものをいう。）

(15) ー略ー

別表

(1)及び(2) ー略ー

(3) 発電用施設の建設事業

(4)～(14) ー略ー

(15) 複合開発事業（第5号から第9号までに
掲げる事業のいずれか2以上の事業を併せて
一の事業として行うものをいう。）

(16) ー略ー